

当期の控除対象外国法人税額に関する明細書

別表六二の二

令七・四・一以後終了事業年度分

		事年	業度	.	.	法人名	
当期に納付された控除対象外國法人税額のうち、(1)控除対象外國法人税額(別表六(四)「29」)+(別表六(四)「25」)と(2)利子等に係る控除対象外國法人税額(別表六(五)「14」)の合計額	1		円	当期に減額された控除対象外國法人税額	納付に係る減額分(別表六(四)「31」)	10	円
みなし納付された控除対象外國法人税額のうち、(3)控除対象外國法人税額(別表六(四)「30」)+(別表六(四)「26」)と(4)利子等に係る控除対象外國法人税額(別表六(五)「15」)の合計額	2			みに係る減額分(別表六(四)「32」)	納付に係る減額分(別表六(四)「31」)	11	
対象外国外法人人税額の合計額	5			前外期国ま法で人に税減額額のさうれちた未控除当対分象	納付に係る減額分(別表六(四)「31」)	12	
外國関係会社に係る控除対象外國法人税額(別表十七(三の五)「37」)	6			前外期国ま法で人に税減額額のさうれちた未控除当対分象	納付に係る減額分(別表六(四)「31」)	13	
納付した控除対象外國法人税額計(1)+(2)+(6)	7			前外期国ま法で人に税減額額のさうれちた未控除当対分象	納付に係る減額分(別表六(四)「31」)	14	
納付したとみなされる控除対象外國法人税額計(3)+(4)	8			前外期国ま法で人に税減額額のさうれちた未控除当対分象	納付に係る減額分(別表六(四)「31」)	15	
計(7)+(8)	9			前外期国ま法で人に税減額額のさうれちた未控除当対分象	納付に係る減額分(別表六(四)「31」)	16	
(19) - (9)				前外期国ま法で人に税減額額のさうれちた未控除当対分象	納付に係る減額分(別表六(四)「31」)	17	
当期の控除対象外国法人税額				前外期国ま法で人に税減額額のさうれちた未控除当対分象	納付に係る減額分(別表六(四)「31」)	18	
(9) - (19)				前外期国ま法で人に税減額額のさうれちた未控除当対分象	納付に係る減額分(別表六(四)「31」)	19	
(19) - (9)				前外期国ま法で人に税減額額のさうれちた未控除当対分象	納付に係る減額分(別表六(四)「31」)	20	
当期の控除対象外国法人税額				前外期国ま法で人に税減額額のさうれちた未控除当対分象	納付に係る減額分(別表六(四)「31」)	21	